

東京農工大学放射線研究室運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (事業) 第3条 室は、次に掲げる事業を行う。 (1) (略) (2) 組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、<u>第5条第1項</u>、第6条第1項及び第3項並びに第11条第1項に規定する組織及び施設との連携及び調整に関すること。 (3)～(6) (略)</p>	<p>本則 (事業) 第3条 室は、次に掲げる事業を行う。 (1) (略) (2) 組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、<u>第5条の2第1項</u>、第6条第1項及び第3項並びに第11条第1項に規定する組織及び施設との連携及び調整に関すること。 (3)～(6) (略)</p>	

附 則(平成30年4月1日規程第12号)
 この規程は、平成30年4月1日から施行する。